

第19回全国農業担い手サミットinぎふ協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第19回全国農業担い手サミットinぎふ（以下「担い手サミット」という。）の趣旨に賛同する個人、法人及びその他団体（以下「企業等」という。）が、担い手サミット及び担い手サミット関連行事（以下「担い手サミット行事」という。）に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が第19回全国農業担い手サミットinぎふ実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛 担い手サミットの準備及び運営に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
 - (2) 物品等協賛 担い手サミットの準備及び運営に要する物品及び広報等（以下「協賛品」という。）の提供
 - (3) その他協賛 前各号の他、実行委員会が特に認めるもの
- 2 前項第1号に規定する協賛金の提供については、1万円を1口とする。
- 3 第1項第2号に規定する協賛品は、物品等協賛を行おうとする企業等と実行委員会が協議し決定する。

(募集期間)

第3条 募集期間は、平成28年2月8日から平成28年9月30日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ第19回全国農業担い手サミットinぎふ協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会委員長に提出するものとする。

- 2 実行委員会委員長は、申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、申込書を提出した企業等（以下「申込者」という。）に対し第19回全国農業担い手サミットinぎふ協賛申込受理書（別記様式第2号）により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する協賛の申込者は、前条第2項による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、原則として実行委員会が指定する金融機関の口座

に振込みの方法により、協賛金を一括して納付するものとする。ただし、あらかじめ実行委員会の承認を得た場合は、第3条に定める募集期間内に、協賛金を分割して納付することができるものとする。

- 2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、協賛金の領収書を発行することができるものとする。

（協賛品の受納等）

第6条 第2条第1項第2号又は第3号に規定する協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法により、協賛品を納めるものとする。

- 2 協賛品として、広報等を行おうとする者は、内容の詳細について事前に実行委員会と協議し、広報又はPRを実施するものとする。
- 3 協賛者は、前項の協賛を実施したときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。
- 4 実行委員会は、複数の申込者から同一の物品等協賛の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとする。
- 5 実行委員会は、協賛者の希望により、協賛品の受納書を発行することができるものとする。

（協賛の特典等）

第7条 協賛者の特典は、別表「協賛者特典一覧」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。ただし、第2条第1項第2号又は第3号に規定する協賛者の特典は、実行委員会が、協賛の内容から換算した金額により特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。

- 2 企業等が複数回協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とする。
- 3 実行委員会は、第1項に規定する協賛特典以外に、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができるものとする。

（協賛金の使途）

第8条 協賛金は、その全てを担い手サミット行事の経費に使用し、目的外使途には一切使用しないものとする。

（協賛申込の不受理等）

第9条 実行委員会委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は担い手サミットを特定

の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (4) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。）をいう。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
 - (5) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - (6) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している個人又は法人等
 - (7) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - (9) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
 - (10) 担い手サミットについて、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
 - (11) その他法令又は公序良俗に反する者など実行委員会委員長が不相当と判断する者
- 2 実行委員会委員長は、協賛者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛品を返戻する。

附則

この要領は、平成28年2月5日から施行する。

別表

協賛者特典一覧

区分		30万円以上	10万円以上 30万円未満	1万円以上 10万円未満	
1	大会資料及び大会記録誌への掲載	協賛者名	○	○	○
2	会場内の協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ	○	—	—
		協賛者名	○	○	○
3	担い手サミットホームページへの掲載	協賛者ロゴ	○	—	—
		協賛HPにリンク	○	—	—
		協賛者名	○	○	○
4	シンボルマーク、大会テーマ、ポスター原画の使用	○	○	○	
5	全体会（式典）参加者席の確保	○	○	—	

【留意事項】

- 1 1～3の特典については、掲載順は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申し込み順とする。なお、金額と申し込みが共に同じ場合は、五十音順に掲載する。
- 2 特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出ること。

別記様式第1号

第19回全国農業担い手サミットinぎふ協賛申込書

平成 年 月 日

第19回全国農業担い手サミットinぎふ実行委員会
委員長 朽本 弘明 様

住所又は所在地
名称
代表者（役職・氏名） 印

第19回全国農業担い手サミットinぎふへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

1 協賛の形態（該当するものを○で囲んでください）

資金協賛 ・ 物品等協賛

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金額	金 円
納入予定時期	平成 年 月

(2) 物品等協賛

品名	
数量	
仕様等	
付属品等	
提供方法	提供 ・ 貸与
価格	
納品予定時期	平成 年 月

3 連絡先

担当者		所属・役職	
電話		FAX	
メール			

第19回全国農業担い手サミットinぎふ協賛申込受理書

平成 年 月 日

様

第19回全国農業担い手サミットinぎふ実行委員会
委員長 朽本 弘明

平成 年 月 日付けで申込みのありました「第19回全国農業担い手サミットinぎふ協賛申込書」を受理いたしました。

協賛金の支払い方法（又は協賛品の受納方法）等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協賛金の納入方法

同封の「協賛金の納入方法について（ご案内）」のとおりお振込み願います。

【協賛品の場合】

1 協賛物品の納品方法

別添の方法により、期限までに納品をお願いします。

2 協賛者ロゴの掲載（協賛金額30万円以上の場合のみ）

協賛者ボード及び第19回全国農業担い手サミットinぎふ公式ホームページに掲載しますので、希望される場合はロゴの電子データの提供をお願いします。

第19回全国農業担い手サミットinぎふ 実行委員会事務局			
担当係長		担当	
電話			
メール	c11448@pref.gifu.lg.jp		